(19)日本国特許庁(JP)　(12)特　許　公　報(B2)　(11)特許番号
特許第4627795号
(P4627795)
(45)発行日　平成23年2月9日(2011.2.9)　(24)登録日　平成22年11月19日(2010.11.19)

(51)Int.Cl.
B42D 15/02 (2006.01)
B42D 15/00 (2006.01)

F I
B42D 15/02 501B
B42D 15/02 501J
B42D 15/00 361C

請求項の数 4 (全 8 頁)

(21)出願番号　特願2008-193545 (P2008-193545)
(22)出願日　平成20年7月28日 (2008.7.28)
(62)分割の表示　特願2002-248480 (P2002-248480)の分割
原出願日　平成14年8月28日 (2002.8.28)
(65)公開番号　特開2008-254456 (P2008-254456A)
(43)公開日　平成20年10月23日 (2008.10.23)
審査請求日　平成20年7月28日 (2008.7.28)

(73)特許権者　000002897
大日本印刷株式会社
東京都新宿区市谷加賀町一丁目１番１号
(74)代理人　100106002
弁理士　正林　真之
(74)代理人　100120891
弁理士　林　一好
(72)発明者　清水　雄二
東京都新宿区市谷加賀町一丁目１番１号
大日本印刷株式会社内

審査官　荒井　隆一

最終頁に続く

(54)【発明の名称】隠蔽ハガキ

(57)【特許請求の範囲】

【請求項１】

必要事項を記入可能なハガキ本体と、

前記ハガキ本体の片面に配置され、前記ハガキ本体へ記入した情報の少なくとも一部が複写され、前記ハガキ本体とほぼ同じ大きさの控え片と、

前記ハガキ本体に折返予定線を介して連設され前記ハガキ本体とほぼ同じ大きさの隠蔽片本体と、前記隠蔽片本体の前記控え片側の面とは反対側の面に形成され再剥離可能に擬似接着する再剥離粘着材層と、前記再剥離粘着材層を保護する剥離紙とを有し、前記剥離紙を剥がして前記隠蔽片本体を前記ハガキ本体に接着することによって、前記ハガキ本体へ記入した情報及び／又は個人を特定し得る情報の少なくとも一部を隠蔽する隠蔽片と、

前記ハガキ本体と前記控え片との間に設けられ、ノーカーボン紙、カーボン紙又はカーボンインキのうち１種以上からなる複写構造とを備え、

前記控え片、前記ハガキ本体及び前記複写構造は、冊子状に積層した状態でそれぞれ端部が重ね合わせて積層され、前記冊子状に積層された状態で一括して切り離し可能に綴じられていること、

を特徴とする隠蔽ハガキ。

【請求項２】

請求項１に記載の隠蔽ハガキにおいて、

前記ハガキ本体の前記控え片側の面とは反対側の面を覆うように配置され、前記控え片、前記ハガキ本体及び前記複写構造と一括して切り離し可能に綴じられ、見開かれること

により前記ハガキ本体の記入欄を露出し、前記ハガキ本体とほぼ同じ大きさの紙片を備えること、

を特徴とする隠蔽ハガキ。

【請求項３】

請求項１に記載の隠蔽ハガキの使用方法であって、

前記ハガキ本体の裏面の記入欄に必要事項を記入することにより、前記複写構造によって、前記必要事項を前記控え片に複写する複写工程と、

前記複写工程の後に、前記剥離紙を剥がして前記再剥離粘着材層を露出する剥離紙剥がし工程と、

前記剥離紙剥がし工程の後に、前記隠蔽片本体を前記折返予定線によって折り込んで、前記隠蔽片本体を前記再剥離粘着材層によって前記ハガキ本体の裏面に貼付して、前記記入欄を隠蔽する隠蔽工程と、

前記隠蔽工程の後に、前記控え片、前記ハガキ本体及び前記複写構造を一括して切り離して、前記控え片と、前記複写構造と、前記隠蔽片本体及び前記ハガキ本体とに分離する分離工程と、

を備える隠蔽ハガキの使用方法。

【請求項４】

請求項２に記載の隠蔽ハガキの使用方法であって、

前記紙片を見開いて、ハガキ本体の記入欄を露出する記入欄露出工程と、

前記記入欄露出工程の後に、前記ハガキ本体の裏面の記入欄に必要事項を記入することにより、前記複写構造によって、前記必要事項を前記控え片に複写する複写工程と、

前記複写工程の後に、前記剥離紙を剥がして前記再剥離粘着材層を露出する剥離紙剥がし工程と、

前記剥離紙剥がし工程の後に、前記隠蔽片本体を前記折返予定線によって折り込んで、前記隠蔽片本体を前記再剥離粘着材層によって前記ハガキ本体の裏面に貼付して、前記記入欄を隠蔽する隠蔽工程と、

前記隠蔽工程の後に、前記控え片、前記ハガキ本体、前記複写構造及び前記紙片を一括して切り離して、前記控え片と、前記複写構造と、前記隠蔽片本体及び前記ハガキ本体と、前記紙片とに分離する分離工程と、

を備える隠蔽ハガキの使用方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【０００１】

本発明は、口座振替等の申込書に好適に使用され、記載された情報を隠蔽可能な隠蔽ハガキに関するものである。

【背景技術】

【０００２】

申込書がハガキの場合に、申込内容が外部から容易に判読可能であり、申込者からすると、例えば、『クレジットカードＮｏ．』や『暗証番号』を記載するのに気後れすることが少なくなかった。

【０００３】

このため、申込を必須とする場合などにおいては、「ハガキ」と比べて郵送料金の高い「封書」を採用することも多く、これが業者側の費用負担を増大させていた。

そこで、例えば、剥離可能な構造を有する特殊な隠蔽ラベル片で被覆する形態の隠蔽ハガキが多く使用されている。隠蔽ラベル片は、申込みハガキ本体の一部又は近傍に貼り込まれており、申込欄に記入してから貼り替えるようになっており、申込者としてはわかりやすく、使いやすいものであった。

【０００４】

図３は、隠蔽ハガキの従来例を示す模式図である。

従来例の隠蔽ハガキ３０は、裏面に記入欄を有するハガキ本体３１と、ハガキ本体３１

の記入欄を隠蔽する隠蔽片（隠蔽ラベル片）３２とを備えている。
　隠蔽片３２は、隠蔽片本体３３と、隠蔽片本体３３の片面に形成され、再剥離可能に擬似接着する再剥離粘着剤層３４と、再剥離粘着剤層３４を保護する剥離紙３５とを備えている。
　ハガキ本体３１、隠蔽片本体３３及び剥離紙３５は、ライングルーａによって留められている。また、剥離紙３５は、剥離する際に、スリットｂから分離可能である。
【０００５】
　この隠蔽ハガキ３０は、ハガキ本体３１と剥離紙３５の間で見開き、ハガキ本体３１側の記入欄に申込み内容を記入する。
　次に、剥離紙３５をスリットｂから剥がして、隠蔽片本体３３をハガキ本体３１に貼付して、記入欄を隠蔽する。
　最後に、ライングルーａで留められた端部を、ミシン目ｃで一括して切り離して投函する。
　また、特許文献１には、申込者本人が申込内容を確認できるように、控えを取れる隠蔽情報表示用部材が開示されている。
【特許文献１】実公平７－９６６３号公報
【発明の開示】
【発明が解決しようとする課題】
【０００６】
　しかし、上述した従来の隠蔽ハガキは、以下のような問題があった。
（１）隠蔽ラベル片は、特殊な積層構造を有しているため、ラベル自体のコストが高く、例えば、ハガキ全面を貼り込むようにすると、それだけで大幅なコストアップとなり、あえてハガキを使用するメリットが薄れていく。
【０００７】
（２）隠蔽欄を大きく取りたい場合に、ハガキ本体の表裏面に記入欄を設けることが可能であるが、隠蔽ラベル片をハガキ本体の一部又は近傍に２枚貼り込んでおかなければならず、一般的な貼り込み用ラベラーでは、表裏面に貼り込むためには２回通しを行わなければならず、納期面やコスト面で問題を生じる。
　また、２回貼り込む作業自体もわかりにくく、使い難さがある。
【０００８】
（３）これらの要望に加え、申込者本人が申込内容を確認できるように控えを取らせたい場合がある。
　本人が誤記していても、思い違いで思わぬクレームとなってしまうこともあるので、控えを持ってもらうことが顧客満足度が高まるからである。
【０００９】
　本発明の課題は、使いやすく、コストアップすることなく、記入内容の控えをとることができる隠蔽ハガキを提供することである。
【課題を解決するための手段】
【００１０】
　前記課題を解決するために、請求項１の発明は、必要事項を記入可能なハガキ本体と、前記ハガキ本体の片面に配置され、前記ハガキ本体へ記入した情報の少なくとも一部が複写され、前記ハガキ本体とほぼ同じ大きさの控え片と、前記ハガキ本体に折返予定線を介して連設され前記ハガキ本体とほぼ同じ大きさの隠蔽片本体と、前記隠蔽片本体の前記控え片側の面とは反対側の面に形成され再剥離可能に擬似接着する再剥離粘着材層と、前記再剥離粘着材層を保護する剥離紙とを有し、前記剥離紙を剥がして前記隠蔽片本体を前記ハガキ本体に接着することによって、前記ハガキ本体へ記入した情報及び／又は個人を特定し得る情報の少なくとも一部を隠蔽する隠蔽片と、前記ハガキ本体と前記控え片との間に設けられ、ノーカーボン紙、カーボン紙又はカーボンインキのうち１種以上からなる複写構造とを備え、前記控え片、前記ハガキ本体及び前記複写構造は、冊子状に積層した状態でそれぞれ端部が重ね合わせて積層され、前記冊子状に積層された状態で一括して切り

離し可能に綴じられていること、を特徴とする隠蔽ハガキである。
請求項２の発明は、請求項１に記載の隠蔽ハガキにおいて、前記ハガキ本体の前記控え片側の面とは反対側の面を覆うように配置され、前記控え片、前記ハガキ本体及び前記複写構造と一括して切り離し可能に綴じられ、見開かれることにより前記ハガキ本体の記入欄を露出し、前記ハガキ本体とほぼ同じ大きさの紙片を備えること、を特徴とする隠蔽ハガキである。
請求項３の発明は、請求項１に記載の隠蔽ハガキの使用方法であって、前記ハガキ本体の裏面の記入欄に必要事項を記入することにより、前記複写構造によって、前記必要事項を前記控え片に複写する複写工程と、前記複写工程の後に、前記剥離紙を剥がして前記再剥離粘着材層を露出する剥離紙剥がし工程と、前記剥離紙剥がし工程の後に、前記隠蔽片本体を前記折返予定線によって折り込んで、前記隠蔽片本体を前記再剥離粘着材層によって前記ハガキ本体の裏面に貼付して、前記記入欄を隠蔽する隠蔽工程と、前記隠蔽工程の後に、前記控え片、前記ハガキ本体及び前記複写構造を一括して切り離して、前記控え片と、前記複写構造と、前記隠蔽片本体及び前記ハガキ本体とに分離する分離工程と、を備える隠蔽ハガキの使用方法である。
請求項４の発明は、請求項２に記載の隠蔽ハガキの使用方法であって、前記紙片を見開いて、ハガキ本体の記入欄を露出する記入欄露出工程と、前記記入欄露出工程の後に、前記ハガキ本体の裏面の記入欄に必要事項を記入することにより、前記複写構造によって、前記必要事項を前記控え片に複写する複写工程と、前記複写工程の後に、前記剥離紙を剥がして前記再剥離粘着材層を露出する剥離紙剥がし工程と、前記剥離紙剥がし工程の後に、前記隠蔽片本体を前記折返予定線によって折り込んで、前記隠蔽片本体を前記再剥離粘着材層によって前記ハガキ本体の裏面に貼付して、前記記入欄を隠蔽する隠蔽工程と、前記隠蔽工程の後に、前記控え片、前記ハガキ本体、前記複写構造及び前記紙片を一括して切り離して、前記控え片と、前記複写構造と、前記隠蔽片本体及び前記ハガキ本体と、前記紙片とに分離する分離工程と、を備える隠蔽ハガキの使用方法である。
【発明の効果】
【００１１】
本発明によれば、隠蔽ハガキでありながら、控え片を残すことができる、という効果がある。
【発明を実施するための最良の形態】
【００１２】
（第１実施形態）
以下、図面等を参照して、本発明の実施の形態について、さらに詳しくに説明する。
図１は、本発明による隠蔽ハガキの第１実施形態を示す模式図である。
なお、以下に説明する各実施形態では、前述した従来例と同様の機能を果たす部分には、末尾に共通した符号を付して、重複する説明を適宜省略する。
第１実施形態の隠蔽ハガキ１０は、必要事項を記入可能な控え片１６と、控え片１６へ記入した情報が複写されるハガキ本体１１と、ハガキ本体１１へ複写した情報（個人を特定し得る情報）を隠蔽する隠蔽片１２と、を備えている。
【００１３】
隠蔽片１２は、隠蔽片本体１３と、隠蔽片本体１３の片面に形成され、再剥離可能に擬似接着する再剥離粘着剤層１４と、再剥離粘着剤層１４を保護する剥離紙１５とを備えている。
【００１４】
この隠蔽ハガキ１０は、控え片１６とハガキ本体１１との間に、複写構造１７を備えている。この実施形態では、複写構造１７は、控え片１６の上面に設けられ、発色剤がマイクロカプセルに封入された発色剤層１７ａと、ハガキ本体１１の下面に設けられ、顕色剤が塗布された顕色剤層１７ｂとを備えている。
【００１５】
次に、第１実施形態の隠蔽ハガキ１０の使用方法を説明する。

まず、控え片１６と剥離紙１５の間で見開き、控え片１６側に、申込み内容を記入すると、必要事項がハガキ本体１１側に複写される。
次に、控え片１６を切り取り、剥離紙１５をスリットｂから剥がして、隠蔽片本体１３をハガキ本体１１に貼付して、記入内容を隠蔽する。
最後に、ライングルーａで留められた端部を、ミシン目ｃで一括して切り離して投函する。
【００１６】
このように、第１実施形態によれば、以下のような利点がある。
（１）隠蔽ハガキ１０でありながら、控え片１６を残すことができるようになった。
（２）冊子形状となるため、必要な書類が一括されており、また、枚数の増減が容易である。
（３）多列進行可能であり、製造能力が高い。
（４）ハガキ本体１１と隠蔽片１２が別体であるため、用紙の種類（紙質、米坪）について、得意先の広範なニーズに応えられる。
（５）折り工程が不要であり、短納期・低コスト対応が可能である。
【００１７】
（第２実施形態）
図２は、本発明による隠蔽ハガキの第２実施形態を示す模式図である。
第２実施形態の隠蔽ハガキ２０は、ハガキ本体２１と折返用ミシン目ｄを介して透明タック紙からなる隠蔽片２２が連接されている。
また、この隠蔽ハガキ２０は、ハガキ本体２１の上側に、複写片２７を介して控え片２６が、下側に、利用方法説明文などが印刷された印刷片２８が、それぞれライングルーａで綴られて、冊子状になっている。
複写片２７は、カーボンインキ２７ａが塗布されたカーボン紙が用いられている。
【００１８】
次に、第２実施形態の隠蔽ハガキ２０の使用方法を説明する。
まず、隠蔽ハガキ２０を裏返して、『ご利用方法説明文』のある印刷片２８と隠蔽片２２の間のスリットｂから見開く。
ついで、ハガキ本体２１の裏面の申込記入欄が出てくるので、必要事項を記入すると、記入内容が控え片２６に複写される。
さらに、隠蔽片２２の剥離紙２５を剥がし、隠蔽片本体２３をハガキ本体２１側に折り畳んで、貼付する。
最後に、ライングルーａで留められた端部を、ミシン目ｃで一括して切り離して投函する。
【００１９】
第２実施形態によれば、ハガキ本体と隠蔽片が連接しているので、簡単な構造で、わかりやすい形態となった。
また、複写片２７として、カーボン紙を使用することにより、直接記入した側を申込書（ハガキ本体２１）として使用可能である。
【００２０】
（変形形態）
以上説明した実施形態に限定されることなく、種々の変形や変更が可能であって、それらも本発明の均等の範囲内である。例えば、複写構造は、既製のカーボン紙を用いてもよい。
隠蔽片が隠蔽する内容は、ハガキ本体へ記入・複写した情報に限らす、個人を特定し得る情報であれば、予め印字した情報であってもよい。
【図面の簡単な説明】
【００２１】
【図１】本発明による隠蔽ハガキの第１実施形態を示す模式図である。
【図２】本発明による隠蔽ハガキの第２実施形態を示す模式図である。

【図３】隠蔽ハガキの従来例を示す模式図である。

【符号の説明】

【００２２】

１０，２０　隠蔽ハガキ
１１，２１　ハガキ本体
１２，２２　隠蔽片
１３，２３　隠蔽片本体
１４，２４　再剥離粘着剤層
１５，２５　剥離紙
１６，２６　控え片
１７　複写構造
１７ａ　発色剤層
１７ｂ　顕色剤層
２７　複写片
２７ａ　カーボンインキ

【図１】

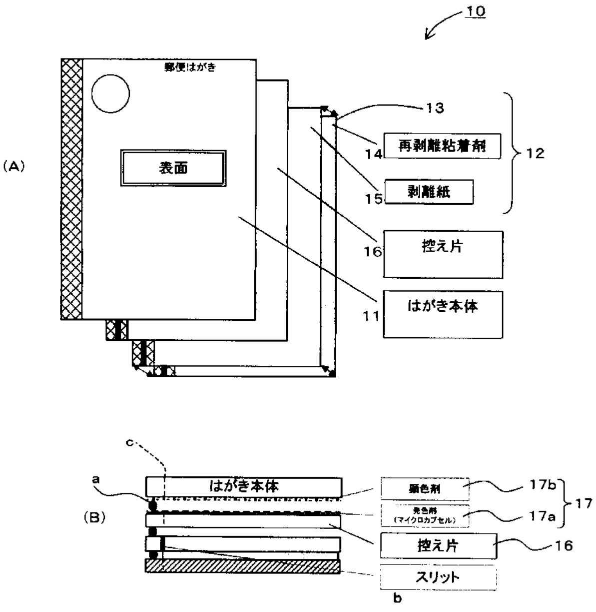

【図２】

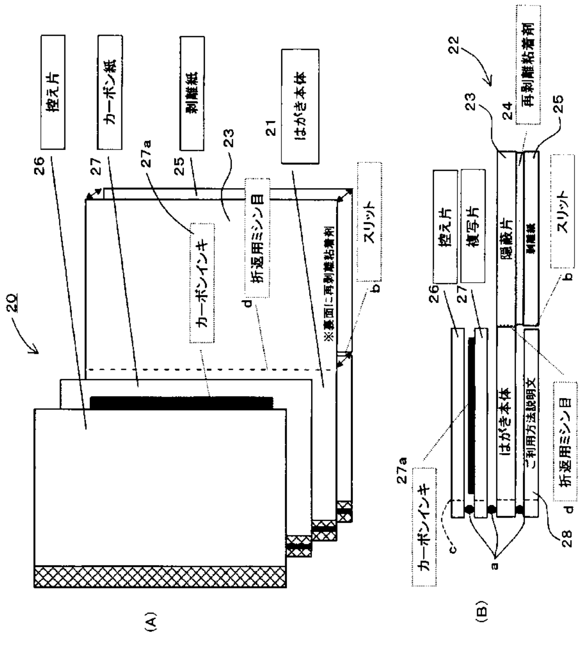

【図３】

(A)

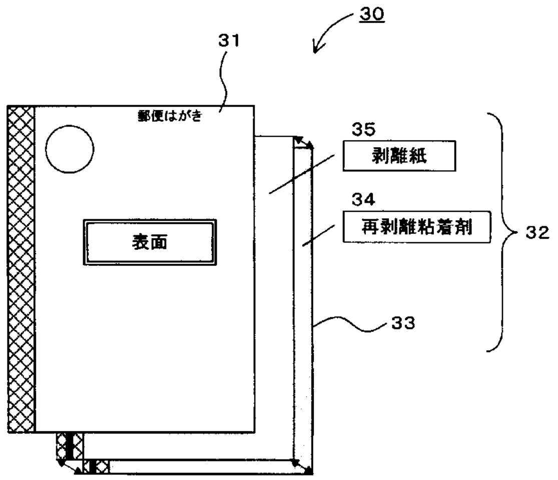
30
31
郵便はがき
表面
35
剥離紙
34
再剥離粘着剤
32
33

(B)

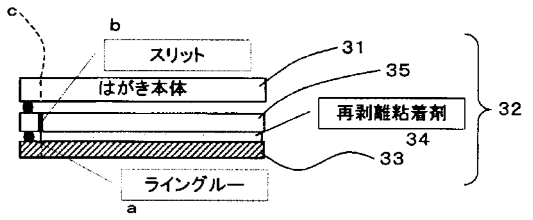
c
b
スリット
31
35
はがき本体
再剥離粘着剤
34
32
33
ライングルー
a

フロントページの続き

(56)参考文献　実公平０７－００９６６３（ＪＰ，Ｙ２）
特開平１０－２１７６４７（ＪＰ，Ａ）
実開平０４－０６７０７９（ＪＰ，Ｕ）
特開平０７－２１４９４７（ＪＰ，Ａ）
特開平１０－０１６４５５（ＪＰ，Ａ）
特開平１０－２５０２８８（ＪＰ，Ａ）
特開平１１－３０１１２６（ＪＰ，Ａ）
特開２０００－１９０６６５（ＪＰ，Ａ）
特開２００４－０８２５８０（ＪＰ，Ａ）

(58)調査した分野(Int.Cl.，ＤＢ名)
Ｂ４２Ｄ　　１／００－１５／１０
Ｇ０９Ｆ　　３／００－　３／２０